

「令和2年度食品安全委員会運営計画（案）」に関する
意見の募集結果について

1. 実施期間 令和2年2月19日～令和2年3月19日
2. 提出方法 インターネット、ファックス、郵送
3. 提出状況 1通
4. 頂いた御意見及び食品安全委員会の回答

頂いた御意見	食品安全委員会の回答
<p>1. 引き続きリスクコミュニケーションの充実を図り、消費者を始めとする国民が食品安全委員会を身近に感じ、情報を確実に得られるような工夫を行ってください。</p> <p>【第6 リスクコミュニケーションの促進】 に関して</p> <p>貴委員会は、ホームページ、SNS、ブログ等の様々な媒体を活用し、食品安全に関する情報提供を行っています。2019年度はホームページの見直しや時事に合わせた情報の発信に努めるなど、改善のための工夫が行われました。引き続き、基本的な教育や啓発を行うと共に、社会的な関心にも迅速に対応してください。</p> <p>2020年度運営計画（案）では、一般消費者などの国民を対象とした意識調査等を実施し、ニーズの把握に努める方針が盛り込まれています。どんなに情報が充実しようとも、それを必要とする人が、必要な時に受け取れなければ、リスクコミュニケーションは成立しません。貴委員会が一般消費者向けとして公開している情報は数多くありますが、専門的な知識のない人が一読して理解できるようなものにはなっていません。受け手に寄り添った良いリスクコミュニケーションを実現さ</p>	<p>2019年度は、「食品安全の基本的な考え方」等を重点テーマに、意見交換会やキッズボックス等による分かりやすい工夫をした情報発信を積極的に行いました。令和2年度においても、各媒体の特性を踏まえつつ、引き続き積極的に意見交換や情報提供を行ってまいります。</p> <p>また、令和2年度においては、消費者の意思決定がどのように行われているのかを把握するため、一般消費者等の国民を対象に、リスク認知状況や食品安全委員会の認知度等を調査することとしています。</p> <p>この調査結果を活用し、受け手の状況も踏まえた、より効果的なリスクコミュニケーションの実施を図ってまいります。</p>

せるためにも消費者の「声」によりいっそう耳を傾けてください。

また、これらの情報が国民の日々の生活に生かされるためには、「食品安全委員会」自体の社会的な認知度向上が重要です。各媒体の活用状況や実施予定の意識調査の結果を踏まえ、貴委員会の存在や役割を広く周知するための効果的な施策を実施してください。

2. 過去に食品添加物に指定されたもののうち、安全性のデータが不十分な化学物質や、新たな科学的知見を得た化学物質について、迅速に再評価を行ってください。リスク管理機関である厚生労働省と協議を行い、定期的な再評価の仕組みや優先順位の設定などを検討してください。

【第3 食品健康影響評価の実施 3「自ら評価」を行う案件の推進】に関して

食品安全基本法が制定され、貴委員会が発足して以降、食品添加物の指定に関しては適切にリスク評価が行われ、適正に管理されていると考えます。しかし、同法制定以前から使用が認められている指定添加物や既存添加物の中には、安全性評価が不十分なものも存在します。科学的根拠に乏しい場合は、迅速にリスク評価の見直しを行ってください。あわせて、新たな知見が得られた場合は、必要に応じて再評価を行ってください。

2018年に農薬取締法が改正され、2021年度から農薬の再評価制度が開始されます。国内外の最新の科学的知見を収集し、定期的に優先順位を設定したうえで、適切に評価するという一連の仕組みが構築されようとしています。食品添加物についても、同様の施策を行うべきです。リスク管理機関である厚生労働省とも十分に連携し、専門調査会の設置など、再評価実施に向けた施策を進めてください。

食品添加物の安全性の確保については、リスク管理機関である厚生労働省において危害情報を収集・整理した上で、必要に応じ、リスク管理の在り方を検討すべきものです。

このため、頂いた御意見については、厚生労働省にお伝えいたします。

なお、食品添加物について同省からの諮問があった場合、食品安全委員会において食品健康影響評価を行うこととなります。

<p>3. 整備されていない分野の健康影響評価ガイドラインを速やかに作成してください。</p> <p>【第3 食品健康影響評価の実施 2 評価ガイドラインの策定】に関して</p> <p>未策定の「アレルギー」の評価ガイドラインの策定を早急に進めてください。また2020年度計画（案）に示されているように「器具・容器包装」「薬剤耐性菌」の評価ガイドラインの改定を着実に行ってください。</p>	<p>アレルギーを含む食品については、研究事業で作成した評価ガイドラインのたたき台を踏まえ、調査事業で収集・整理した科学的知見を活用し、審議を進めています。</p> <p>また、「器具・容器包装」及び「薬剤耐性菌」のガイドラインについては、改訂を着実に行ってまいります。</p>
<p>4. いわゆる「健康食品」を重点化し、周知や理解促進に取り組んでください。</p> <p>【第1 令和2年度における委員会の運営の重点事項 (2) 重点事項 ②リスクコミュニケーションの戦略的な実施】に関して</p> <p>近年、特定の成分を濃縮したカプセル剤や飲料等、通常食品では摂取しないような形態や摂取方法による健康被害が発生しています。消費者の周りには、機能性表示食品をはじめとする多種多様な「健康食品」が存在し、気軽に手にすることができます。</p> <p>一方で、消費者が「健康食品」の正しい使い方やそのリスクについて、学ぶ機会はほとんどありません。消費者はそれらを十分に理解しないまま摂取し、健康被害が発生しているのが現状です。一つでも多くの被害を減らすために、より分かりやすい情報発信や丁寧なリスクコミュニケーションを行うことが重要です。</p> <p>貴委員会が作成した「いわゆる『健康食品』に関する報告書及びメッセージ」は、消費者にとって分かりやすく有用な情報であり、広く周知されるべきです。貴委員会はホームページやFacebookなどを通じて積極的な発信を行っていますが、消費者に十分に伝わっているとは言えません。この報告書やメッセージに関する冊子や情報の認知度を向上し、消費</p>	<p>いわゆる「健康食品」については、2019年度は、講師を地方公共団体に派遣し説明を行うとともに、冊子・リーフレット「いわゆる「健康食品」に関する報告書及びメッセージ」について、地方公共団体との意見交換会や学会において積極的に配布し、また、Facebook等を通じて情報提供を行いました。</p> <p>令和2年度においても、地方公共団体や消費者団体等の御要望を伺いつつ、引き続き積極的に「健康食品」に関する意見交換や情報提供を行ってまいります。</p>

者にとって「あたりまえ」な知識となるような工夫を行ってください。必要に応じて、厚労省、消費者庁、地方自治体や消費者団体等と連携を図り、重点的に進めてください。

5. 消費者が食品のリスクを適切に理解するため、食品のリスクの全体像や各リスク・危害要因を相対的に理解できるめやす（リスクのものさし）の作成を検討してください。

【第1 令和2年度における委員会の運営の重点事項 (2) 重点事項 ②リスクコミュニケーションの戦略的な実施】に関して

食品添加物や農薬等に対して不安や恐れを抱いている消費者は少なくありません。それらが適切にリスクを評価され、適正に管理されていることを消費者が理解するためには、丁寧な説明が不可欠です。しかし、専門的な用語を多く用いた詳細な説明では十分に伝わらず、消費者の理解は一向に進みません。そればかりか説明自体が分からないことが原因で、誤解を招きかねません。その結果、本来対応すべきリスクへの認識の低下や社会的にかけるべきリスク管理のバランスが悪くなる傾向も見られます。

貴委員会は、食品健康影響評価の専門機関として、数多くの物質のリスク評価に取り組まれています。その知見を生かし、各物質が日々の生活や行動に潜む身近なリスクである食中毒、飲酒、喫煙などと比べて、どのくらいの影響があるのかを理解できる指標となる「リスクのものさし」が必要と考えます。

食品安全委員会では、各ハザードの食品健康影響評価書やリスクプロファイルについて、精講やFacebook等において分かりやすく説明する取組みを進めています。

今後も情報提供に当たっては、マスコミ関係者や消費者団体等との意見交換を行いつつ、工夫を重ねてまいります。

※御意見については、頂いたものをそのまま掲載しています。